

「みやざきビジネスアカデミー認定プログラム」認定業務処理要領

平成28年5月

宮崎県

(趣旨)

第1条 この要領は、県以外の関係団体又は金融機関等(以下「団体等」という。)が、本県産業を牽引する中核人材を育成することを目的として実施する人材育成プログラムについて、「みやざきビジネスアカデミープログラム」としての認定(以下「MBA認定」という。)を得るための基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「MBA認定」とは、団体等の主催により実施する人材育成プログラムについて、県がその認定をすることにより支援するもので、経費及び人的な支援は行わないものをいう。

(認定申請)

第3条 MBA認定を受けようとする団体等の代表者は、人材育成プログラムを実施しようとする15日前までに、みやざきビジネスアカデミープログラム認定申請書(別記様式第1号)に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、知事に提出するものとする。

ただし、過去にMBA認定を受けたことがある場合は、第4号に掲げる事項を記載した書類の添付を省略することができる。

(1) 認定を受けようとする人材育成プログラムの内容及び時間割

(2) 講師の略歴

(3) 認定を受けようとする人材育成プログラムの実施に係る収支予算

(4) 団体等の規約等

(認定等)

第4条 知事は、前条の申請を受理したときは別表「みやざきビジネスアカデミープログラム認定審査基準」(以下「審査基準」という。)により審査し、その適否を決定し、みやざきビジネスアカデミープログラム認定(不認定)通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更)

第5条 前条の規定により認定を受けた団体等(以下「認定団体等」という。)の代表者は、認定を受けた後にMBA認定を受けた人材育成プログラム(以下「認定プログラム」という。)の内容等の変更を行う場合は、速やかに県と協議の上、みやざきビジネスアカデミープログラム変更申請書(別記様式第3号)に当該変更の内容を記載した書類を添えて知事に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査基準により審査の上、その適否を決定し、みやざきビジネスアカデミープログラム変更承諾(不承諾)通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(修了証)

第 6 条 知事は、みやざきビジネスアカデミープログラム修了証発行申請書(別記様式第 5 号)を提出した認定団体等の代表者に対し、認定プログラム受講修了者(以下「修了者」という。)に交付する修了証を発行するものとする。

2 修了証を発行後、認定団体等又は修了者が修了証を紛失又は、破損するなど再交付が必要となった場合は、認定団体等はみやざきビジネスアカデミープログラム修了証再発行申請書(別記様式第 6 号)を知事に提出するものとする。

(報告等)

第 7 条 認定団体等の代表者は、認定プログラム実施後 30 日以内に、認定プログラムの実施状況等について、みやざきビジネスアカデミープログラム実施報告書(別記様式第 7 号)に実施状況が明確に把握できる書類を添えて、知事に提出するものとする。

(取消)

第 8 条 知事は、認定後、認定団体等又は認定プログラムが次のいずれかに該当することとなった場合は、その認定を取り消し、みやざきビジネスアカデミープログラム認定取消通知書(別記様式第 8 号)により通知するものとする。

(1) 審査基準に掲げる基準に適合しないと認められたとき。

(2) 認定団体等が解散したとき又は認定プログラムの実施をとりやめたとき。

(3) 提出された申請書又は添付書類に虚偽があると認められたとき。

(4) その他知事が取り消す必要があると認めたとき。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 18 日から施行する。

別表（第4条関係）

みやざきビジネスアカデミープログラム 認定審査基準

1	<p>内容等に関する条件（いずれの条件も満たすこと。）</p> <p>（1）次の から のいずれかの能力を修得することを目的としたプログラムであること。</p> <table border="1" data-bbox="347 517 1342 719"> <tr> <td data-bbox="347 517 1342 600">ビジネスの基礎となるヒューマンスキル（コミュニケーション、課題解決能力等）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 600 1342 640">テクニカルスキル（市場調査、マーケティング 等）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 640 1342 680">リーダー等に求められるマネジメントスキル（会社経営力、戦略策定等）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 680 1342 719">その他、人材育成に資するもの</td> </tr> </table> <p>（2）プログラムの内容が、営利を目的としたものでないこと。また、政治的、宗教的なものでないこと。</p> <p>（3）プログラムの実施回数が、原則、複数回のものであること。なお、1つのプログラムに、 から 以外の能力を修得する講座が含まれている場合であっても、プログラム全体の目的が から の能力の修得を目的としたものであれば認定する。</p>	ビジネスの基礎となるヒューマンスキル（コミュニケーション、課題解決能力等）	テクニカルスキル（市場調査、マーケティング 等）	リーダー等に求められるマネジメントスキル（会社経営力、戦略策定等）	その他、人材育成に資するもの
ビジネスの基礎となるヒューマンスキル（コミュニケーション、課題解決能力等）					
テクニカルスキル（市場調査、マーケティング 等）					
リーダー等に求められるマネジメントスキル（会社経営力、戦略策定等）					
その他、人材育成に資するもの					
2	<p>開催場所に関する条件</p> <p>（1）県内で開催されるプログラムであること。</p>				
3	<p>受講対象者（下記の（1）及び（2）の者を対象とする。）</p> <table border="1" data-bbox="295 1093 1342 1167"> <tr> <td data-bbox="295 1093 1342 1133">（1）県内企業等に勤務する又は就職する意思を有する人材</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 1133 1342 1167">（2）創業にチャレンジする人材</td> </tr> </table>	（1）県内企業等に勤務する又は就職する意思を有する人材	（2）創業にチャレンジする人材		
（1）県内企業等に勤務する又は就職する意思を有する人材					
（2）創業にチャレンジする人材					
4	<p>主催者に関する条件（いずれの条件も満たすこと。）</p> <p>（1）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。</p> <p>（2）宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。</p> <p>（3）県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。</p>				
5	<p>その他（いずれの条件も満たすこと。）</p> <p>（1）受講者には、研修で要する実費相当額以外の参加費を請求しないこと。</p> <p>（2）研修の実施に当たって、金品の寄附、援助、事業参加等を強要するもの又はその印象を与えるものでないこと。</p> <p>（3）プログラムの場所が、公衆衛生、災害防止上の十分な措置が講じられていること。</p> <p>（4）他のMBA認定プログラム実施機関及び県等に対して、講師情報や研修の内容等の情報の提供が可能であること。</p> <p>（5）研修の実施に当たっては、一定程度の参加者を公募するものであること（数の多少は問わない。）。</p>				

別記

様式第1号（第3条関係）

平成 年 月 日

みやざきビジネスアカデミープログラム認定申請書

宮崎県知事 殿

住所
申請者 電話番号
団体名
代表者名

印

次の人材育成プログラムについて、みやざきビジネスアカデミー認定プログラムとして認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

実施プログラムの名称	
実施日時	
実施場所 (会場名、住所等)	
実施内容 (スキル・目的等)	
対象者の範囲 及び人数	
講師情報	
受講料	
修了の基準	
共催者・後援者	
過去の同様の人材育成 プログラムの実施実績	
実施プログラム 情報公開の可否	みやざきビジネスアカデミーのHPでの公開可 みやざきビジネスアカデミーのHPでの公開不可
事務責任者	住所： 所属： 氏名： 連絡先： E-mail：
実施団体等の HPアドレス	

申請から認定まで、3日程度要します。

様式第2号（第4条関係）

（ 文 書 番 号 ）
平成 年 月 日

みやざきビジネスアカデミープログラム認定（不認定）通知書

様

宮崎県知事

年 月 日付けで申請のありましたみやざきビジネスアカデミープログラム
の認定について、次のとおり認定します（認定しません）。

実施プログラムの名称	
実 施 日 時	
認 定 に 当 た っ て 付 す る 条 件 （ 認 定 し な い 理 由 ）	
備 考	

- （注）1 認定を受けた後に事業計画の変更をしようとするときは、速やかに県と協議の上、承認を受けること。
- 2 認定通知書を交付した後においても、認定基準に適合しない事実が判明したとき、申請書に虚偽が認められるとき、又は知事が取消しを必要と認めたとき等は、その認定を取り消すことがある。
- 3 実施プログラムの終了後は、速やかに事業結果を報告すること。

様式第3号（第5条関係）

平成 年 月 日

みやざきビジネスアカデミープログラム変更申請書

宮崎県知事 殿

申請者 住所
電話番号
団体名
代表者名

印

平成 年 月 日付け（文書番号）によりみやざきビジネスアカデミープログラムの認定を受けた人材育成プログラムについて、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

実施プログラムの名称	
実施日時	
変更理由	
変更内容	
添付書類	

様式第4号(第5条関係)

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

みやざきビジネスアカデミープログラム変更承諾(不承諾)通知書

様

宮崎県知事

年 月 日付け(文書番号)により変更依頼のありましたみやざきビジネスアカデミープログラムについて、次のとおり承諾します(承諾しません)。

実施プログラムの名称	
実 施 日 時	
認 定 に 当 た っ て 付 す る 条 件 (承 諾 し な い 理 由)	
備 考	

(注) 1 認定通知書を交付した後においても、認定基準に適合しない事実が判明したとき、申請書に虚偽が認められるとき、又は知事が取消しを必要と認めたとき等は、その認定を取り消すことがある。

2 実施プログラムの終了後は、速やかに事業結果を報告すること。

様式第5号(第6条関係)

平成 年 月 日

みやざきビジネスアカデミープログラム修了証発行申請書

宮崎県知事 殿

申請者 住所
電話番号
団体名
代表者名

印

年 月 日付け(文書番号)によりみやざきビジネスアカデミープログラムの認定を受けた人材育成プログラムについて、下記のとおり修了証発行を申請します。

実施プログラムの名称	
実施日時	
修了要件	
修了者数	
修了証発行依頼枚数	
修了者の内訳	別表のとおり
事務責任者	住所： 所属： 氏名： 連絡先： E-mail：

様式第6号(第6条関係)

平成 年 月 日

みやざきビジネスアカデミープログラム修了証再発行申請書

宮崎県知事 殿

申請者 住所
電話番号
団体名
代表者名

印

みやざきビジネスアカデミープログラム修了証について、下記のとおり再発行を申請します。

再発行依頼者の氏名	
受講プログラムの名称	
受講日時	
再発行の理由	
事務責任者	住所： 所属： 氏名： 連絡先： E-mail：
備考	

再発行申請は、プログラムの主催者から県に対し行ってください。

様式第7号（第7条関係）

平成 年 月 日

みやざきビジネスアカデミープログラム実施報告書

宮崎県知事 殿

申請者 住所
電話番号
団体名
代表者名

印

年 月 日付け（文書番号）によりみやざきビジネスアカデミープログラム
の認定を受けた人材育成プログラムについて、下記のとおり実施いたしました
ので報告します。

実施プログラムの名称	
実 施 日 時	
実 施 場 所 （会場名、住所等）	
修 了 者 数	
共 催 者 ・ 後 援 者	
成 果 等	

注）実施プログラムについては、みやざきビジネスアカデミーのホームページにおいて実
施状況等を公開します。実施状況がわかる写真等の提供についても御協力ください。

様式第8号（第8条関係）

（ 文 書 番 号 ）
平成 年 月 日

みやざきビジネスアカデミープログラム認定取消通知書

様

宮崎県知事

年 月 日付けでみやざきビジネスアカデミーの認定を行った人材育成プログラムについては、次の理由により認定を取り消します。

実施プログラムの名称	
取 り 消 す 理 由	
備 考	